

今治港開港 100 周年記念ロゴマーク及びキャッチフレーズの使用に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、今治港開港 100 周年記念ロゴマーク及びキャッチフレーズ（以下「ロゴマーク及びキャッチフレーズ」という。）の使用に関して、必要な事項を定めるものである。

(ロゴマーク及びキャッチフレーズ)

第 2 条 この規程においてロゴマーク及びキャッチフレーズとは、別紙 1 に定めるものをいう。

(使用に関する権限)

第 3 条 ロゴマーク及びキャッチフレーズに関する一切の権限は、今治市港湾振興協会（以下「協会」という。）が有する。

(使用料)

第 4 条 ロゴマーク及びキャッチフレーズの使用料は、無償とする。

2 ロゴマーク及びキャッチフレーズの使用にかかる費用については、協会は一切の負担を負わない。

(使用の申請)

第 5 条 ロゴマーク及びキャッチフレーズを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ「ロゴマーク及びキャッチフレーズ使用（変更）申請書（様式第 1 号）」に使用内容が分かる書類等を添えて、協会に提出しなければならない。

2 協会は、前項の規程による申請について、必要があると判断したときは、使用者に対し書類の修正や追加書類の提出を求めることができる。

3 第 1 項の規程にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、申請を省略することができる。

- (1) 協会、国及び地方公共団体が使用するとき
- (2) 協会及び今治市が後援等の名義使用を承認した事業において使用するとき
- (3) 報道機関が、新聞、テレビ及び雑誌等に、報道目的で使用するとき
- (4) その他、協会が適当と認めるとき

(使用の承認)

第 6 条 協会は、第 5 条第 1 項の規程による申請の内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、ロゴマーク及びキャッチフレーズの使用を承認するものとし、「ロゴマーク及びキャッチフレーズ使用（変更）承認通知書（様式第 2 号）」により使用者に通知するものとする。

- (1) ロゴマーク及びキャッチフレーズのイメージを損なうおそれがある場合
- (2) 協会や記念事業の品位を傷つける恐れがある場合

- (3) 特定の政治活動や宗教活動に関するものと認められる場合
- (4) 法令又は公序良俗に反するものと認められる場合
- (5) その他、協会が不相当と認める場合

2 協会は、第1項の承認に際し、条件を付することができる。

(使用内容の変更)

第7条 使用者は、承認を受けたロゴマーク及びキャッチフレーズの使用内容を変更しようとするときは、「ロゴマーク及びキャッチフレーズ使用(変更)申請書(様式第1号)」を協会に提出提出しなければならない。

2 協会は、「ロゴマーク及びキャッチフレーズ使用(変更)申請書(様式第1号)」の提出があったときは、その内容を審査したうえで変更の承認の可否を決定し「ロゴマーク及びキャッチフレーズ使用(変更)承認(不承認)通知書(様式第2号)」により使用者に通知するものとする。

3 第1項の申請については、第5条及び第6条の規程を準用する。

(使用上の遵守事項)

第8条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された使用内容により使用すること
- (2) 承認に際して条件を付された場合はそれに従うこと
- (3) ロゴマーク及びキャッチフレーズについて、商標法による商標登録又は意匠法による意匠登録等の出願を行わないこと
- (4) ロゴマーク及びキャッチフレーズデザイン使用マニュアルに沿って使用すること

(承認の取消)

第9条 協会は、ロゴマーク及びキャッチフレーズの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、使用物件等の回収等の措置を求めることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により使用の承認を受けたとき
- (2) この規程又は使用の承認に付した条件に違反したとき
- (3) その他、協会が不相当であると認めるとき

2 協会は、第1項の規程による使用の承認を取り消したことにより生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(損失補償)

第10条 ロゴマーク及びキャッチフレーズの使用に係る問題が生じたときは、使用者が全責任を負うとともに、速やかに対処するものとする。この場合において協会は一切の責任を負わない。

2 使用者は、ロゴマーク及びキャッチフレーズの使用に際し、協会に損害を与えたときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(情報の公開)

第 11 条 協会は、ロゴマーク及びキャッチフレーズの適正な管理及び使用促進を図るため、使用の承認に関する状況等を公開することができる。

(その他)

第 12 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、協会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、令和 5 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

今治港開港 100 周年記念ロゴマーク



今治港開港 100 周年記念キャッチフレーズ

時代をつな繋ぐ 心つなを繋ぐ 今治港

様式第1号（第5条関係）

ロゴマーク及びキャッチフレーズ使用（変更）申請書

令和 年 月 日

（宛先）今治市港湾振興協会会長

申請者 住所
名称
代表者名
連絡先 担当者名
電話番号
E-mail

今治港開港 100 周年記念ロゴマーク及びキャッチフレーズを使用（変更）したいので、次のとおり申請します。

1 使用の種類	ロゴマーク ・ キャッチフレーズ ・ 両方
2 使用目的	
3 使用期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
4 使用方法	（例）イベントチラシ〇〇枚、ポスター〇〇枚に使用
5 添付書類	（1）ロゴマーク及びキャッチフレーズの使用内容が分かる書類 （2）

様式第2号（第6条関係）

ロゴマーク及びキャッチフレーズ使用（変更）承認（不承認）通知書

令和 年 月 日

様

今治市港湾振興協会会長

令和 年 月 日付けで申請のありました今治港開港 100 周年記念ロゴマーク及びキャッチフレーズの使用（変更）について、次のとおり承認（不承認）しましたので通知いたします。

1 使用の種類	ロゴマーク ・ キャッチフレーズ ・ 両方
2 使用目的	
3 使用期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
4 使用方法	(例) イベントチラシ〇〇枚、ポスター〇〇枚に使用
5 承認にあたっての条件	
6 不承認の理由	

【使用上の遵守事項】

- (1) 承認された使用内容により使用すること
- (2) 承認に際して条件を付された場合はそれに従うこと
- (3) ロゴマーク及びキャッチフレーズについて、商標法による商標登録又は意匠法による意匠登録等の出願を行わないこと
- (4) ロゴマーク及びキャッチフレーズデザイン使用マニュアルに沿って使用すること